

田島・船津川地区の地区計画

『田島・船津川地区』は、周辺環境との調和を図りながら産業・業務地区としての良好な土地利用を行うため、地区計画を定めました。

当地区は、東北縦貫自動車道佐野藤岡インターチェンジから西へ約5km、国道50号と県道佐野行田線が交差する地点にある交通利便性の高い地区であり、既存の羽田工業団地と一体となり整備をすることで、本市における産業機能の強化が期待できる地区です。

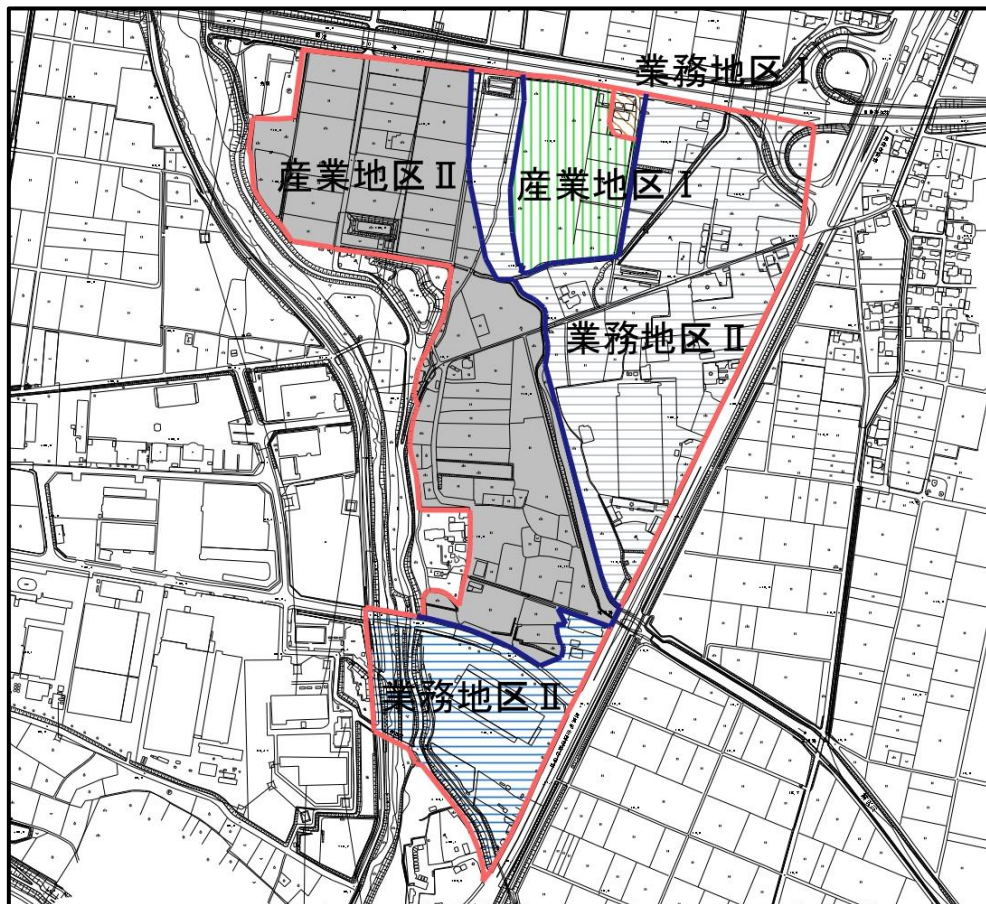
当地区では、地区の機能や特性に応じた合理的な土地利用を図るため、4つの地区に区分し、それぞれ土地利用を誘導します。

「産業地区Ⅰ」では、国道50号に面することによる広域アクセスの優位性を活かした、利便性の高い産業用地としての土地利用を図ります。

「産業地区Ⅱ」では、交通利便性を活かした業種を立地するため、街区規模を考慮した産業団地を形成します。

「業務地区Ⅰ」では、建築物等の規制・誘導により、将来にわたって業務用地として良好な環境の維持・増進を図ります。

「業務地区Ⅱ」では、既存の土地利用に配慮しつつ、隣接した産業団地と調和した土地利用を図ります。



【地区計画区域】

①建築物等の用途の制限

工業地域で制限されているもののほか、住宅などは建築できません。

【趣 旨】

各地区の特性に応じた土地利用の増進を図るため、建築物の用途について制限します。

建築物の用途について

用途地域内の建築物の用途制限 ○ 建てられる用途 ■ 建てられない用途 × 地区計画で建てられない用途	用途				備 考	
	工業地域					
	産 業 地 区 I	産 業 地 区 II	業 務 地 区 I	業 務 地 区 II		
住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿	×	×	×	×		
兼用住宅で、非住宅部分が50㎡以下かつ延べ面積の1/2以下のもの	×	×	×	×		
店舗等	店舗の床面積が150㎡以下のもの	×	※1	※2	○	※1 工場もしくは工場に付属する建物の一部で、本地区内で製造された製品等の販売を目的とし、これらの用途に供する部分の床面積が500㎡以下のものに限る ※2 工用機械の物品販売業を営む店舗に限る
	〃 150㎡を超え、500㎡以下のもの	×	※1	※2	○	
	〃 500㎡を超え、1500㎡以下のもの	×	×	×	×	
	〃 1500㎡を超え、3000㎡以下のもの	×	×	×	×	
	〃 3000㎡を超え、10000㎡以下のもの	×	×	×	×	
事務所等	事務所等の床面積の合計が150㎡以下のもの	※3	○	○	○	※3 工場に付属する事務所に限る
	〃 150㎡を超え、500㎡以下のもの	※3	○	○	○	
	〃 500㎡を超え、1500㎡以下のもの	×	○	×	○	
	〃 1500㎡を超え、3000㎡以下のもの	×	○	×	○	
ホテル、旅館	×	×	×	×		
風俗施設	ボーリング場、スケート場、水泳場等	×	×	×	×	
	カラオケボックス等	×	×	×	×	
	麻雀屋、ぱちんこ屋、射的場、馬券投票券発売所等	×	×	×	×	
	劇場、映画館、演芸場、観覧場	×	×	×	×	
	キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホール等	×	×	×	×	
公共施設・病院・学校等	幼稚園、小学校、中学校、高等学校	×	×	×	×	
	大学、高等専門学校、専修学校等	×	×	×	×	
	図書館等	×	×	×	×	
	巡査派出所、一定規模以下の郵便局等	○	○	○	○	
	神社、寺院、教会等	×	×	×	×	
	病院	×	×	×	×	
	公衆浴場、診療所、保育所等	×	×	×	×	ただし、診療所、保育所等を除く
	老人ホーム、福祉ホーム等	×	×	×	×	
	老人福祉センター、児童厚生施設等	×	×	×	×	
	自動車教習所	×	×	×	×	
工場・倉庫等	単独車庫（附属車庫を除く）	×	○	×	○	
	建築物附属自動車車庫	○	○	○	○	※4 1団地の敷地内について別に制限あり ※5 床面積が500㎡以下のものに限る
	倉庫業倉庫	×	○	×	○	
	畜舎（15㎡を超えるもの）	×	×	×	×	
	パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服屋、畳屋、建具屋、自転車店等で作業場の床面積が50㎡以下	○	○	○	○	原動機の制限あり
	危険性や環境を悪化させる恐れが非常に少ない工場	○	○	○	○	原動機・作業内容の制限あり
	危険性や環境を悪化させる恐れが少ない工場	○	○	○	○	
	危険や環境を悪化させる恐れがやや多い工場	○	○	○	○	
	危険性が大きい又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場	×	○	×	×	
	自動車修理工場	○	○	○	○	
火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量	量が非常に少ない施設	○	○	○	○	
	〃 少ない施設	○	○	○	○	
	〃 やや多い施設	○	○	○	○	
	〃 多い施設	×	○	×	×	
卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ゴミ焼却場等	※6	※6	※6	※6	※6 都市計画区域内においては原則として都市計画決定が必要	

注) 本表は、建築基準法別表第二及び地区計画の概要であり、すべての制限について掲載したものではありません。

ん。

②建築物の敷地の最低限度

- (1) 産業地区Ⅰおよび産業地区Ⅱの建物の敷地の最低限度は2,000㎡です。
- (2) 業務地区Ⅰおよび業務地区Ⅱの建物の敷地の最低限度は500㎡です。
ただし、地区計画の決定告示日（R8.3.31）において最低面積を下回る敷地については、その面積を最低限度とします。

【趣旨】

良好な環境を維持するために、建築物の敷地面積について最低限度を設けます。
ゆとりあるまちなみをつくり、適正な事業活動を確保するため、宅地の細分化を制限しました。建築物の敷地を、最低限度を下回る面積に分割すると、建物が建てられなくなります。

③壁面の位置の制限

建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から、地区の外周境界線、道路境界線および隣地境界線までの距離は、以下のとおりとします。

- (1) 産業地区Ⅰについては、地区の外周境界線および道路境界線までの距離は2m以上、緩衝緑地が5m以上設けられている場合は緩衝緑地から2m以上とします。
- (2) 産業地区Ⅱについては、地区の外周境界線、道路境界線および隣地境界線までの距離は2m以上、緩衝緑地が設けられている場合は緩衝緑地から2m以上とします。
- (3) 業務地区Ⅰについては、地区の外周境界線および道路境界線までの距離は2m以上、緩衝緑地が5m以上設けられている場合は緩衝緑地から2m以上とします。
- (4) 業務地区Ⅱについては、県道佐野行田線・国道50号（側道）の道路境界線までの距離は5m以上、それ以外の道路境界線、地区の外周境界線および隣地境界線までの距離は2m以上、緩衝緑地が設けられている場合は緩衝緑地から2m以上とします。
ただし、業務地区Ⅱにおいて敷地面積が2,000㎡を下回る場合はそれぞれ1m以上とします。

【趣旨】

日照や通風、植樹スペースを確保して良好な環境の整備、まちなみをつくるために、建物を敷地境界線から一定の距離だけ後退させます。

⑤ 建築物等の形態又は意匠の制限

建築物及び工作物の色彩は、原色を避け、周辺環境と調和した落ち着いたものとします。
また、屋外広告物は、次の各号に掲げるものに適合するものとします。

- (1) 自家用広告物に限ります。
- (2) 敷地内広告板は、1つの建築物の敷地につき1基とまでとします。
- (3) 屋外広告物は、建築物の高さの3分の1以内であり、かつ、その高さが6.0m以内のものとしてします。
- (4) 敷地内に設置し、路上へのはり出しを行うことはできません。
- (5) 道路に面する法面、法尻には設置できません。
- (6) 周囲の環境に調和し、美観・風致を良好に保つものとします。

【趣旨】

周辺環境に調和し、落ち着いたまちなみ空間形成のため、建築物や工作物の色彩や屋外広告物について制限します。

また、屋外広告物を設置する場合は、屋外広告物法および栃木県屋外広告物条例により、市長の許可が必要となる場合があります。

⑥ かき又はさくの構造の制限

道路に面して、かき又はさく（門柱、門扉を除く）を設置する場合は、次のとおりです。

- (1) まちに潤いを与える生け垣とします。
- (2) まちに開放感を与える透視可能なフェンス（透過率50%以上）等とします。基礎を設ける場合は、敷地地盤面から0.6m以下とします。
- (3) 道路面から高さ2m以下であって、道路境界から0.5m以上後退し、後退した部分について緑化を行なったものは建てるができます。

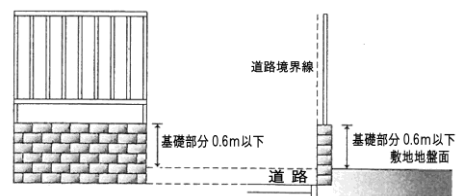
【趣旨】

緑豊かなまちなみをつくとともに、震災時の防災や景観を考え、かき又はさくの構造に制限を設けました。

《 生け垣 》



《 透視可能なフェンス 》



例外

以下のようなときは、石塀等とすることができます。

- ・道路から0.5m以上後退させます。
- ・後退させた部分に緑化を行います。
- ・道路からの高さを2m以下とします。



かき又はさくの構造イメージ図

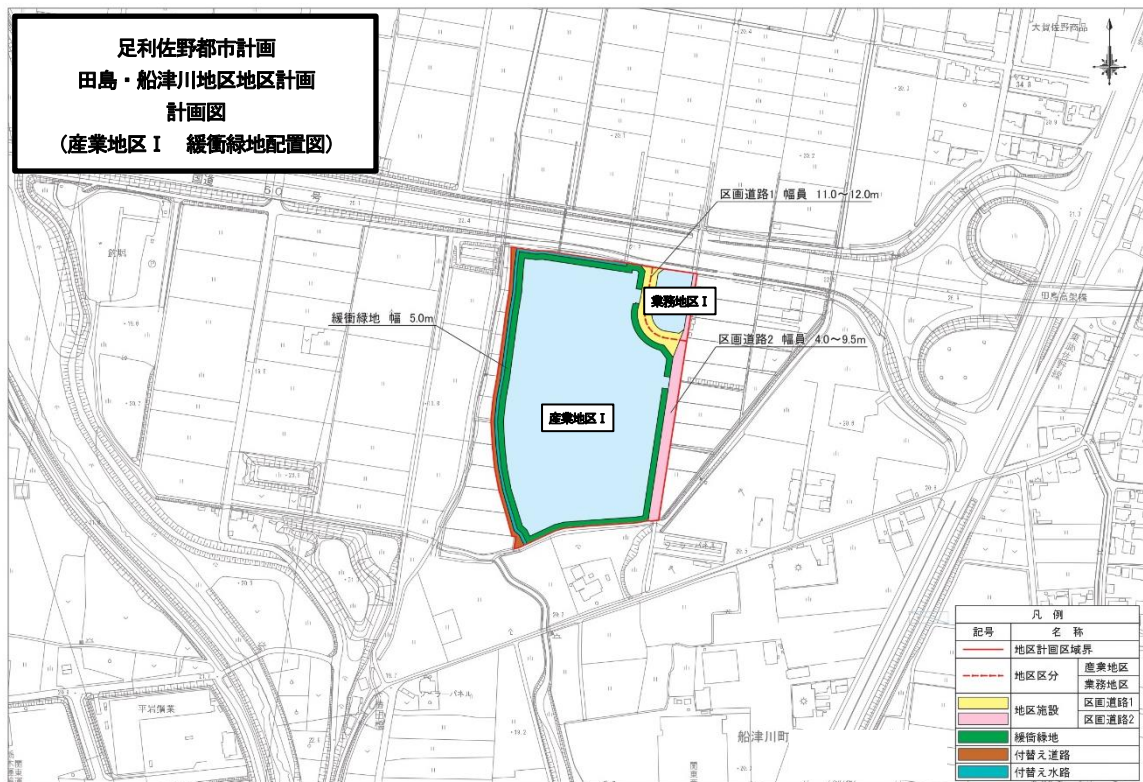
⑦ 良好な地区環境の確保に必要なものの保全を図るための制限

地区外周や地区計画区域外周線に緩衝緑地を配置し、維持・保全します。

- (1) 産業地区Ⅰについては、地区の外周（下記の緩衝帯配置図参照）に緩衝緑地を配置します。緩衝緑地の幅は5m以上とし、緩衝緑地には原則として中高木の樹木とします。
- (2) 産業地区Ⅱ、業務地区Ⅱは、地区計画区域外周境界線に緩衝緑地を配置します。緩衝緑地の幅は5m以上とします。ただし、建築物の敷地が公園・緑地・河川・道路・水路に隣接する場合は当該幅を減じることができます。

【趣 旨】

良好な環境を有する産業・業務地とするため、ゆとりある空間を確保するとともに、景観の向上に欠くことのできない緑地を配置し、また、それらを将来にわたり維持・保全していくことが必要不可欠であることから、制限を設けました。



田島・船津川地区地区計画 計画書

都市計画田島・船津川地区地区計画を次のように変更する。

足利佐野都市計画地区計画の変更（佐野市決定）

都市計画 田島地区地区計画を次のように変更する。

名 称	田島・船津川地区地区計画	
位 置	佐野市田島町、船津川町、下羽田町及び上羽田町の各一部	
面 積	約40.0ha	
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	<p>本地区は、東北縦貫自動車道佐野藤岡インターチェンジから西へ約5kmに位置し、国道50号と県道佐野行田線が交差する地点にある交通利便性の高い地区であり、国道50号沿線開発構想においても、既存の羽田工業団地と一体となり整備をすることで、本市における産業機能の強化が期待できるエリアとされている。</p> <p>一方で、本地区は佐野市洪水・土砂災害ハザードマップにおける洪水浸水想定区域であるため、土地利用にあたっては防災・減災に配慮した慎重な整備が求められるところである。</p> <p>このため、周辺環境との調和を図りながら産業・業務地区としての良好な土地利用を行うため、地区整備計画に建築物の敷地の地盤面の高さの最低限度を定めるとともに、立地企業には緊急時の避難計画の作成などのソフト対策を求めることで、良好な環境を形成し、将来にわたり維持、保全することを目標とし地区計画を定める。</p>
	土地利用の方針	<p>周辺環境と調和のとれた良好な産業・業務用地としての土地利用を図るため、「産業地区Ⅰ」、「産業地区Ⅱ」、「業務地区Ⅰ」及び「業務地区Ⅱ」の4地区に区分し、それぞれの方針を以下に定める。</p> <p>〔産業地区Ⅰ〕 国道50号に面することによる広域アクセスの優位性を活かした、利便性の高い産業用地としての土地利用を図る。</p> <p>〔産業地区Ⅱ〕 交通利便性を活かした業種を立地するため、街区規模を考慮した産業団地の形成を図る。</p> <p>〔業務地区Ⅰ〕 建築物等の規制、誘導により、将来にわたって業務地区として良好な環境の維持、増進を図る。</p> <p>〔業務地区Ⅱ〕 既存の土地利用に配慮しつつ、隣接した産業団地と調和した土地利用を図る。</p>
	地区施設の整備の方針	<p>良好な産業・業務用地としての土地利用を図るため、道路を適切に配置し、維持・保全を図る。</p>
	建築物等の整備の方針	<p>本地区計画の目標、土地利用の方針に基づき、建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、建築物の敷地の地盤面の高さの最低限度、壁面の位置の制限、建築物等の形態又は意匠の制限及びかき又はさくの構造の制限を定める。</p>

		<p>その他当該区域の整備・開発及び保全に関する方針</p>	<p>周辺環境との調和を図るため、緩衝緑地を配置し、良好な環境を形成する。 当該区域の開発にあたっては、防災・減災に配慮した造成、施設計画とし、地域に貢献できるような安全・安心の環境を形成する。</p>			
地区整備計画	地区施設の配置及び規模	名 称		幅員等	延長又は面積	備考
		区画道路 1		11.0～12.0m	約 80m	
		区画道路 2		4.0～9.5m	約 210m	市道 279 号線拡幅等
		区画道路 3		9.0m	約 190m	市道 279 号線、市道 1 級 8 号線拡幅等
		区画道路 4		12.0m	約 1,420m	
		区画道路 5		6.0m	約 760m	
建築物等の整備に関する事項	地区の	名 称	産業地区 I		産業地区 II	
	区分	面 積	約 3.3ha		約 15.7ha	
	建築物等の用途の制限		<p>次の各号に掲げる建築物以外は建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 工場（建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）別表第 2（る）項第 1 号に規定するものを除く。） 前号の建築物に附属する事務所で、床面積の合計が 500 ㎡以内のもの 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物 前各号の建築物に附属するもの 		<p>次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿 図書館、博物館その他これらに類するもの 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する政令（建築基準法施行令第 130 条の 6 の 2）で定めるものに供する建築物 店舗、飲食店（ただし、工場もしくは工場に附属する建物の一部で、本地区区内で製造された製品等の販売を目的とし、これらの用途に供する部分の床面積の合計が 500 ㎡以下のものは除く。） 展示場、遊技場、マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券販売所、場外車券売場その他これらに類する用途で政令（建築基準法施行令第 130 条 8 の 2）で定めるものに供する建築物 カラオケボックスその他これらに類するもの 神社、寺院、教会その他これらに類するもの 公衆浴場 自動車教習所 畜舎 	

地区整備計画

建築物等の整備に関する事項

建築物の敷地面積の最低限度	2, 000㎡ ただし、巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地として使用する場合は、この限りではない。	
建築物の敷地の地盤面の高さの最低限度	建築物の敷地の地盤面の高さは、東京湾平均海面から21.0m以上としなければならない。	
壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から、本地区の外周境界線及び道路境界線までの距離は、次の各号に掲げるものとする。 1. 2.0m以上 2. 緩衝緑地が5.0m以上設けられている場合は、緩衝緑地から2.0m以上	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から、本地区の外周境界線、道路境界線及び隣地境界線までの距離は、次の各号に掲げるものとする。 1. 本地区の外周境界線及び道路境界線から2.0m以上 2. 緩衝緑地が設けられている場合は、緩衝緑地から2.0m以上 3. 隣地境界線から2.0m以上
建築物等の形態又は意匠の制限	建築物及び工作物の色彩は、原色を避け、周辺環境と調和した落ち着いたものとする。 また、屋外広告物は、次の各号に適合しなければならない。 1. 自家用広告物とする。 2. 敷地内広告物は、1つの建築物の敷地につき1基とする。 3. 屋上広告物は、建築物の高さの3分の1以内であり、かつ、その高さが6.0m以内のものとする。 4. 敷地内に設置し、路上へのはり出しを行わない。 5. 道路に面する法面及び法尻に設置しない。 6. 周囲環境に調和し、美観・風致を良好に保つものとする。	
かき又はさくの構造の制限	道路に面してかき又はさく（門柱、門扉を除く。）を設置する場合は、法面又は法尻以外に設置するものとし、その構造は次の各号のいずれかに適合したものとする。 1. 生け垣 2. 敷地地盤面から高さ0.6m以下のブロック及びコンクリート等の基礎部分の上に透視可能なフェンス等を施したもの 3. その他の構造で、境界部の敷地地盤面からの高さが2.0m以下であって、道路境界から0.5m以上後退し、後退した部分について緑化を行ったもの	

地区整備計画	土地の利用に関する事項	<p>良好な地区環境の確保に必要なものの保全を図るための制限</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 地区の外周に緩衝緑地を配置し、維持、保全する。(配置は土地利用計画図表示のとおり。) 2. 緩衝緑地の幅は、5.0 m以上とする。 3. 緩衝緑地には原則として中高木の樹木を、緩衝機能を果たす配置で植栽し保全していくものとする。 4. 緩衝緑地においては、緑地以外の土地利用を行ってはならない。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りではない。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 工場敷地に出入口を設置する場合(必要最小限の範囲内とする。) (2) かき又はさくを設置する場合 (3) 防火水槽又は外灯を設置する場合 (4) 電気工作物を設置する場合 (5) 井戸を設置する場合 (6) 公共、公益上やむを得ない場合 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地区計画区域外周に、緩衝緑地を配置し維持、保全する。 2. 緩衝緑地の幅は、5.0 m以上とする。ただし、建築物の敷地が公園・緑地・河川・道路・水路に隣接する場合は当該幅を減じることができる。 3. 緩衝緑地においては、緑地以外の土地利用を行ってはならない。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りではない。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 工場敷地に出入口を設置する場合(必要最小限の範囲とする。) (2) かき又はさくを設置する場合 (3) 防火水槽又は外灯を設置する場合 (4) 電気工作物を設置する場合 (5) 井戸を設置する場合 (6) 公共、公益上やむを得ない場合
--------	-------------	--	---

地区整備計画	建築物等の整備に関する事項	地区の	名称	業務地区Ⅰ	業務地区Ⅱ
		区分	面積	約 0.2ha	約 20.8ha
		建築物等の用途の制限	<p>次の各号に掲げる建築物以外は建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 工所用機械の物品販売業を営む店舗で、床面積の合計が 500 ㎡以内のもの 2. 工場（建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）別表第 2（る）項第 1 号に規定するものを除く。） 3. 床面積の合計が 500 ㎡以内の事務所 4. 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物 5. 前各号の建築物に附属するもので、床面積の合計が 500 ㎡以内のもの 	<p>次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）別表第 2（る）項第 1 号から 2 号に規定するもの 2. 住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿 3. 図書館、博物館その他これらに類するもの 4. 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの 5. 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの 6. ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する政令（建築基準法施行令第 130 条の 6 の 2）で定めるものに供する建築物 7. 店舗、飲食店（ただし、これらの用途に供する部分の床面積の合計が 500 ㎡以下のものは除く。） 8. 展示場、遊技場、マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券販売所、場外車券売場その他これらに類する用途で政令（建築基準法施行令第 130 条 8 の 2）で定めるものに供する建築物 9. カラオケボックスその他これらに類するもの 10. 神社、寺院、教会その他これらに類するもの 11. 公衆浴場 12. 自動車教習所 13. 畜舎 	
		建築物の敷地面積の最低限度	<p>5 0 0 ㎡</p> <p>ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地として使用する場合 2. 地区計画の決定告示日において最低敷地面積を下回る場合は、その面積を最低限度とする。 		
建築物の敷地の地盤面の高さの最低限度	<p>建築物の敷地の地盤面の高さは、東京湾平均海面から 2 1. 0 m 以上としなければならない。</p> <p>ただし、既存建築物の増築（同一棟・別棟）において、2 階部分を設けるなど、水害時等に垂直避難できるエリアを設ける場合は、この限りではない。</p>				

地区整備計画	建築物等の整備に関する事項	壁面の位置の制限	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から、本地区の外周境界線及び道路境界線までの距離は、次の各号に掲げるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 2. 0 m以上 2. 緩衝緑地が5. 0 m以上設けられている場合は、緩衝緑地から2. 0 m以上 	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から、本地区の外周境界線、道路境界線及び隣地境界線までの距離は、次の各号に掲げるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 県道佐野行田線、国道50号(側道)の道路境界線から5. 0 m以上、それ以外の道路境界線、本地区の外周境界線から2. 0 m以上 2. 緩衝緑地が設けられている場合は、緩衝緑地から2. 0 m以上 3. 隣地境界線から2. 0 m以上 ただし、敷地面積が2,000㎡を下回る場合は、各号についてそれぞれ1. 0 m以上とする。
	建築物等の形態又は意匠の制限	<p>建築物及び工作物の色彩は、原色を避け、周辺環境と調和した落ち着いたものとする。</p> <p>また、屋外広告物は、次の各号に適合しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 自家用広告物とする。 2. 敷地内広告物は、1つの建築物の敷地につき1基とする。 3. 屋上広告物は、建築物の高さの3分の1以内であり、かつ、その高さが6. 0 m以内のものとする。 4. 敷地内に設置し、路上へのはり出しを行わない。 5. 道路に面する法面及び法尻に設置しない。 6. 周辺環境に調和し、美観・風致を良好に保つものとする。 		
	かき又はさくの構造の制限	<p>道路に面してかき又はさく（門柱、門扉を除く。）を設置する場合は、法面又は法尻以外に設置するものとし、その構造は次の各号のいずれかに適合したものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 生け垣 2. 敷地地盤面から高さ0. 6 m以下のブロック及びコンクリート等の基礎部分の上に透視可能なフェンス等を施したもの 3. その他の構造で、境界部の敷地地盤面からの高さが2. 0 m以下であって、道路境界から0. 5 m以上後退し、後退した部分について緑化を行ったもの 		

地区整備計画	土地の利用に関する事項	良好な地区環境の確保に必要なものの保全を図るための制限	<p style="text-align: center;">—</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 地区計画区域外周に、緩衝緑地を配置し維持、保全する。 2. 緩衝緑地の幅は、5.0m以上とする。ただし、建築物の敷地が公園・緑地・河川・道路・水路に隣接する場合は当該幅を減じることができる。 3. 緩衝緑地においては、緑地以外の土地利用を行ってはならない。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りではない。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 工場敷地に出入口を設置する場合（必要最小限の範囲とする。） (2) かき又はさくを設置する場合 (3) 防火水槽又は外灯を設置する場合 (4) 電気工作物を設置する場合 (5) 井戸を設置する場合 (6) 公共、公益上やむを得ない場合
--------	-------------	-----------------------------	---

「区域は計画図表示のとおり」

理由

本地区において、新たな産業拠点の整備にあたり周辺環境との調和を図りながら、産業・業務用地としての良好な環境を形成し、将来にわたり維持、保全を図るため、地区計画を変更する。